

令和3年3月15日

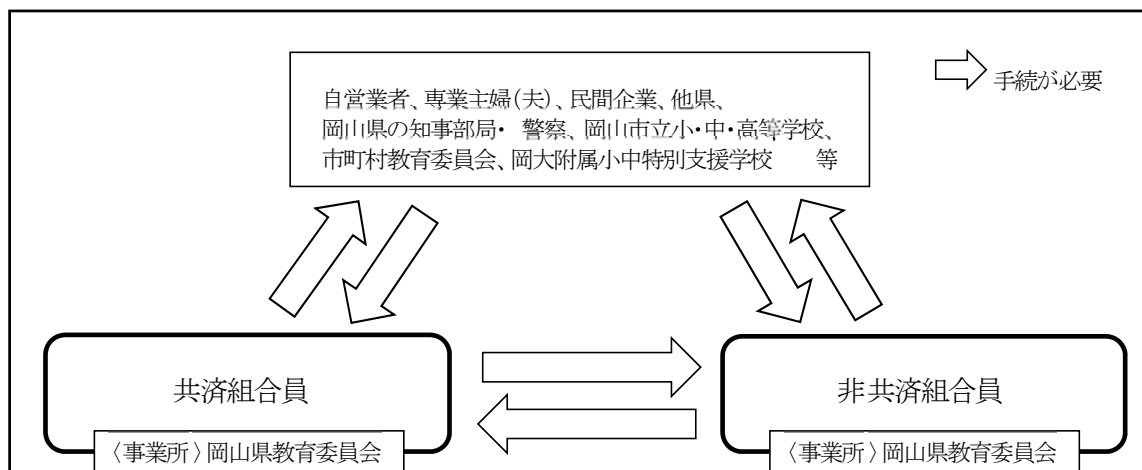
関係所属長 殿

岡山県教育庁福利課福利厚生班

人事異動等に係る個人型確定拠出年金（iDeCo）の取扱いについて

このことについて、人事異動や退職等により給与負担や公立学校共済組合員資格に変更が生じる場合は、加入者自身で契約している運営管理機関（金融機関等）に連絡し、手続を行う必要がありますので、関係職員への周知をお願いします。

1 手続が必要な場合



※個人型確定拠出年金に加入していた非共済組合員が新たに共済組合員となった場合（フルタイム会計年度任用職員が、令和3年度以降に共済組合員となる場合等）も、加入資格の状況の変更手続が必要となりますのでご注意ください。

2 手続内容

書類の様式等が運営管理機関によって異なるため、各自で契約している運営管理機関へ連絡して必要書類の確認及び取り寄せを行い、運営管理機関の指示に従ってご提出ください。

なお、県費負担教職員にかかる事業主証明は福利課で行いますので、転入してきた個人型確定拠出年金加入者及び加入希望者に係る事業主証明の依頼については、「個人型確定拠出年金（iDeCo）の公務員への拡大について（平成28年12月9日付け福福第222号）」を参照してください。各所属において証明するものではないためご注意ください。

事業主の証明時、基礎年金番号を扱う関係で、「基礎年金番号等の提供及び利用に関する同意書」の添付が必要です。共済組合員と非共済組合員で様式が異なりますのでご注意ください。

3 その他注意事項

当課では、岡山県費負担教職員の事業主証明のみ行っております。県費負担以外の教職員（岡山市教育委員会所管の教職員（岡山市立の小・中・高等学校の教職員）や、その他の市町村費負担教職員等）については当課で証明できませんので、各市町村教育委員会等へご連絡ください。

また、年度途中での退職等や氏名・住所等の変更の場合にも、各自で運営管理機関へ届出を行ってください。

〈本件担当〉 教育庁福利課福利厚生班
渡邊 086-226-7603